

地方税法の改正に伴う、土地に係る固定資産税等の負担調整措置等の見直しについて

平成24年3月28日

財 政 部

1 改正の趣旨

現在第180回通常国会において審議中の「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案」について、平成24年3月31日までに可決・成立し公布された際に、それに伴って盛岡市市税条例の一部を次の内容で改正を行う予定であります。

2 改正の内容

(1) 固定資産税に係る負担調整措置を、原則として、現行の仕組みを3年延長する。

【現行 平成21年度～平成23年度】→【改正後 平成24年度～平成26年度】

ア 住宅用地に係る課税標準の特例措置（小規模住宅用地6分の1，一般住宅用地3分の1）を3年延長する。【現行 平成21年度～平成23年度】→【改正後 平成24年度～平成26年度】ただし、不公平是正の観点から住宅用地に係る課税標準の据置特例措置を経過的な措置を講じた上で平成26年度に廃止する。経過的な措置として、平成25年度までは、負担水準90%以上の住宅用地については存置する。現行負担水準は80%以上

イ 商業地等に係る現行の据置特例措置及び負担調整措置を3年延長する。

【現行 平成21年度～平成23年度】→【改正後 平成24年度～平成26年度】

ウ 農地に係る負担調整措置について現行の仕組みを3年延長する。

【現行 平成21年度～平成23年度】→【改正後 平成24年度～平成26年度】

エ 都市計画税に係る負担調整措置について、固定資産税の改正に伴う所要の改正を実施する。

(2) 地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）による下水道除害施設に係る市税条例で定める特例割合

ア 対象

盛岡市下水道条例で定める下水道除害施設（事業用償却資産）で、平成24年4月1日～平成27年3月31日までに取得したもの

イ 特例割合

償却資産評価額の4分の3（現行地方税法の特例割合）

(3) 図書館、博物館、幼稚園を設置する一般社団法人・財団法人（特例民法法人から移行した一定の法人）に係る非課税措置に伴う申告手続き

ア 対象法人として次の要件をすべて満たすもの

(7) 法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人

- (イ) 賦課期日の属する事業年度の前事業年度に遊休財産額が一定の基準を満たすもの
- (ロ) 賦課期日の属する事業年度の前事業年度において年間収入額 5,000万以下

イ 申告に必要な書類

- (ア) 対象法人に該当することを明らかにする書類
- (イ) 非課税適用を受けようとする土地・家屋・償却資産の内容を記載した書類
- (ロ) 図書館、博物館、幼稚園を設置した年月日を記載した書類
- (ハ) 図書館、博物館、幼稚園の用に供し始めた時期を記載した書類

3 施行期日 平成24年4月1日